

## 団体交渉の成果あり!!!

### 就業規則改正説明会より

### 年俸制教員も人事院勧告が適用となります

**年俸制(二) 29号給で算出すると約200,000円が調整手当(一時金)として支給されます**

1月28日(火)午後1時より、就業規則改正説明会と連絡会が開催されました。

法人側：高倉人事課長、谷川人事課補佐、岩城労務管理室長、他

過半数代表側：島田過半数代表、野田補佐人  
 組合側：大野副委員長

#### 1: 団交時の組合の要求

教職員の給与・手当について

② 2024年人事院勧告に準じて、給与・ボーナスの改善を行うこと。年俸制の教職員に対しても物価指数を反映させること。

説明会での法人側の説明

1. 国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則及び国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則等の改正について

1. 改正理由現在、年俸制(一)及び年俸制(二)の教員は号給決定から5年間、年俸額を

改定しないこととしているが、年俸制(一)及び年俸制(二)の教員にも人事院勧告を適用させることとし、所要事項を改める。

#### 2. 改正概要・

第4条で規定する諸手当に年俸制適用教員調整手当を追加する。

・第5条の2として、年俸制適用教員調整手当の算定方法等について定める。

#### 【改正規則】

・国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則

・国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則

3. 改正日(施行日)令和7年 月 日(役員会承認日)

#### 4. スケジュール・

1月21日 学長理事懇談会・協議・学長理事懇談会終了後 過半数代表者等への説明・2月12日 役員会・審議



## 過半数代表の意見書

### 意見書

令和7年2月3日

国立大学法人富山大学長

齋藤 滋 殿

令和7年1月21日付けをもって意見を求められ、1月28日に説明を受けた就業規則について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

・年俸制（一）適用教員給与規則、および年俸制（二）適用教員給与規則の一部改正について

これまで人事院勧告の適用外となっていた年俸制適用教員に対して、調整手当を追加するものである。待遇改善につながるため賛成である。

・契約職員及びパートタイム職員の雇用期間について

これまで65歳までの再雇用が終了した職員を引き続き雇用することはできなかったが、コーディネーターとして最大70歳まで契約職員またはパートタイム職員として雇用できるようにするものである。有能な職員に活躍の場を提供できるため、賛成である。

・特命診療助手規定の改正について

令和5年に救急担当の若手医師ポストとして新設した特命診療助手を、救急以外の診療科等にも活用できるようにするものである。附属病院の診療体制の強化と思われるが、五福事業場の過半数代表としては賛成でも反対でもない。

・令和7年4月施行となる育児・介護休業法改正への対応として、育児及び介護に従事する者、並びに自然災害等により通勤が困難となった者等を対象に在宅勤務を施行するための要項を定めたものである。

さまざまな事情を抱えた教職員に対し、多様な働き方を提供するものであり、基本的に賛成である。

ただし、育児や介護においては突発的な対応が必要なこともあり、1週間前までの申請では利用が困難になることも考えられる。また、労働日数の半分を上限としているが、事情によっては半分以上が必要となる月が出てくる可能性もある。また障害児をはじめさまざまな特性を持つ子どもを抱える教職員についての配慮も必要と考えられる。さらに、通信環境によってはWIFI機器の貸し出しや、通信費用の支給が必要なケースもあり得るのではないかと考える。

1年間の試行とのことであるが、期間の途中や終了前に、利用した、あるいは利用を考える教職員の意見を集約し、より利用しやすい制度に改善していくことが重要であると考える。

五福キャンパス 過半数代表 島田 互

## その他の改正事項

### 2. 契約職員及びパートタイム職員の雇用期間について（案）

専門的知識・業務経験を有する60歳以上の定年退職者を、再雇用後も引き続き契約職員またはパートタイム職員として雇用できるように、所要事項を改める。

近年、再雇用が終了となった職員を、コーディネーター（最終雇用年齢は70歳）として引き続き雇用したいという要望が増えているため、改正を行うもの。

### 3. 国立大学法人富山大学特命診療助手規則の改正について（案）

救急を担当する若手医師ポスト（特命診療助手）として新設した特命診療助手について、救急以外の診療科等においても柔軟に活用できるようにするため

任期を「5年」から「5年以内」に改正する。

### 4. （制定要項）

#### 国立大学法人富山大学における在宅勤務の試行実施要項の制定について

令和7年4月施行となる育児・介護休業法改正への対応として、育児及び介護に従事する者並びに自然災害等により通勤が困難となった者等を対象に在宅勤務を試行することに伴い、所要事項を定める。



# 組合新年会（旗開き）を 6年ぶりに開催

1月24日（金） AZAMIにて（31名参加）



利き酒大会のお酒



職場の環境を良くしませんか。  
みなさんの「声」がたくさん集まると、労働条件等を改善する  
大きな力になります。ぜひ、教職員組合にご加入ください。

